

避難所運営協議会について

過去の災害時における教訓から、避難所の運営は、避難者が自ら行う方がスムーズで、復興も早い傾向があるため、地域社会（地区協議会、自主防災組織、町内会等）や地域住民による自治を基本とします。市職員や施設管理者は、早期に自主的運営ができるよう、また、避難者が一日でも早く元の生活に戻れることができるよう、避難所運営を支えます。

避難所運営協議会とは

市立の小・中学校、高等学校及びコミュニティセンター等は、被災後、被災者の生活の場となります。避難所としての役割を十分に果たすためには、地元・施設・市職員の三者が、避難所を開設・運営するための様々なルール等を検討し、確認しておくことが重要と考えます。その話し合いの場となるのが避難所運営協議会です。

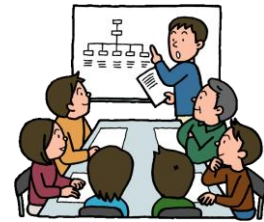
避難所運営協議会の役割



避難所運営協議会が主体となって行う役割は次のとおり

◎平常時

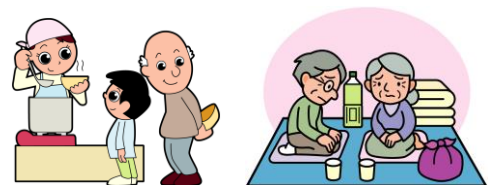
- ① 避難所運営における役割分担の決定
- ② 施設の使用範囲・使用方法の決定
- ③ 備蓄品及び資機材の管理保管・使用方法等の確認
- ④ 避難所生活ルールの決定
- ⑤ 避難所開設・運営訓練の実施



◎災害発生後

避難所開設後は、平常時の避難所運営協議会を基本に、避難者の参加を得て避難所運営を開始します。運営については、避難所運営マニュアルを参照のこと。

- ① 地元住民の安否確認等の情報収集及び提供
- ② 避難者の把握・避難者名簿の作成
- ③ 備蓄物資・応援物資の配布
- ④ 給水・給食活動
- ⑤ 災害対策本部・災害対策連絡所との連絡調整



構成メンバー（案）

地区自主防災連合組織、コミュニティ協議会、町内自治会及び地域各種団体等
※市職員・施設管理者（学校長等）は、避難所運営協議会をサポートする。



避難所運営協議会設立の進め方（例）

(1) 避難所運営協議会設立準備会議の開催

先ず、地域コミュニティの関係者が集まって、準備会議を行います。

【関係者】

- ① コミュニティ協議会、町内自治会、自主防災連合組織及び地区各種団体の代表者
- ② 施設管理者（学校長又は代理人）
- ③ ボランティア団体等の代表者（任意）
- ④ 市職員（防災対策課）

(2) 規約等の作成

【討議事項】

- ① 運営協議会を構成する者・団体、委員等を決定
- ② 避難所毎の運営協議会の組織・活動班を決定（会長、副会長、班長、班員等）
- ③ 避難所の基礎データを確認
- ④ 運営協議会規約を作成

(3) 避難所運営協議会の設立

準備会議の結果を基に、運営協議会を設立します。

(4) 避難所運営協議会結成届の提出

結成届（規約、会員名簿、活動班名簿などを添付）を防災対策課へ提出します。

(5) 避難所開設・運営マニュアルの作成

市の作成した「避難所運営マニュアル」を参考に、避難所運営協議会で開設・運営する当該避難所の具体的な運営マニュアルを作成します。また、マニュアルを作成していく際に、施設の中で避難所として使用するスペースの割り当てや、避難所生活のルール等については、あらかじめ決めておき、災害発生時には避難者の状況に応じて、随時会議を開催して訂正・補足等を行っていきます。

(6) 訓練の実施

作成した開設・運営マニュアルに沿って、実際に避難所開設・運営訓練を行います。

(7) 避難所開設・運営マニュアルの見直し

訓練の結果等を踏まえ、より実践的な開設・運営マニュアルとなるよう随時マニュアルの見直しを行っていきます。